

# 水産物の放射性物質調査について

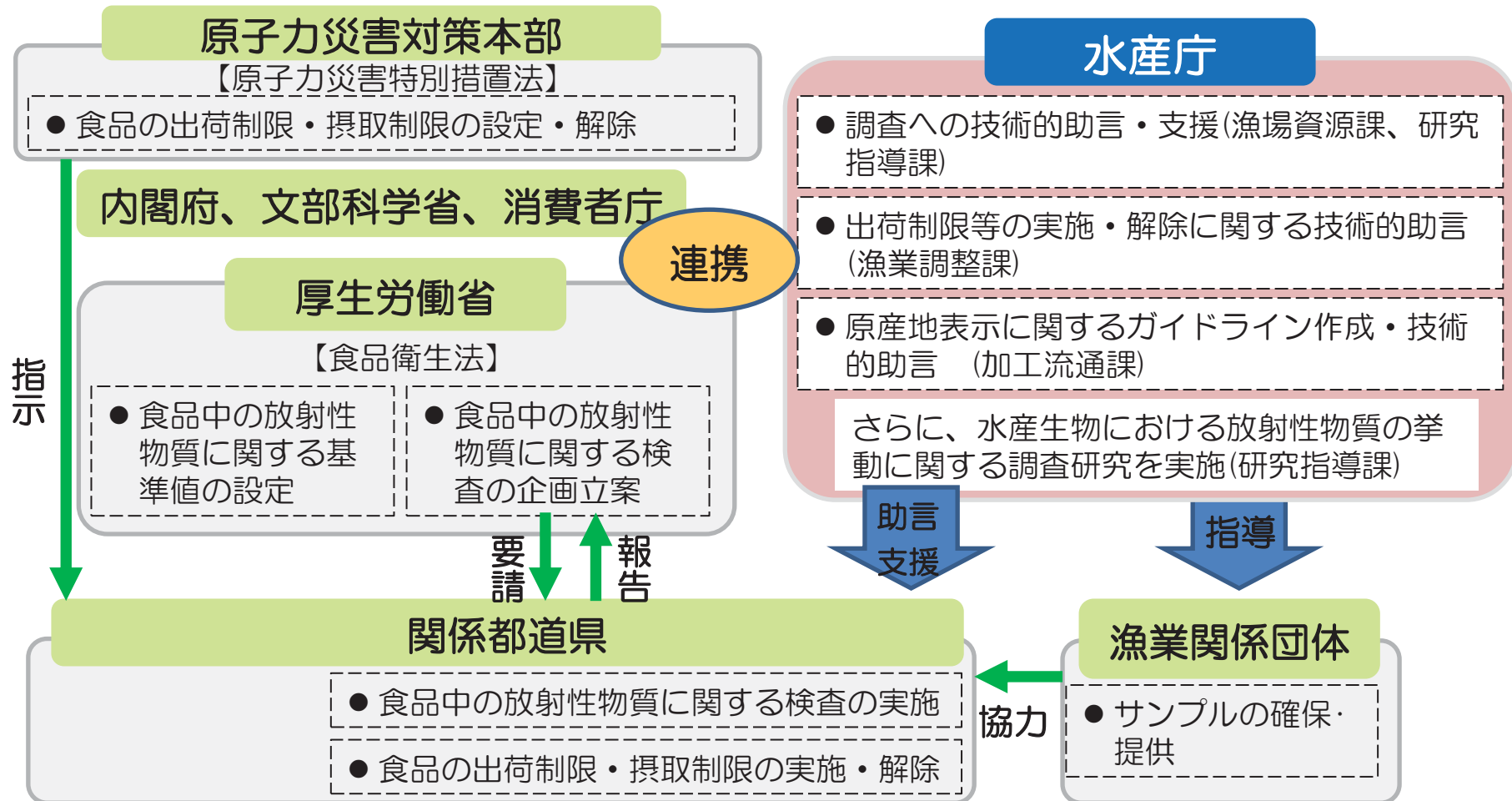
「水産物の放射性物質調査について（平成24年11月）」  
（水産庁HP資料）より抜粋

# 1 基本的立場

- 国民に安全な食品を安定的に供給することが基本。
- 関係都道府県、業界団体、厚生労働省と連携。

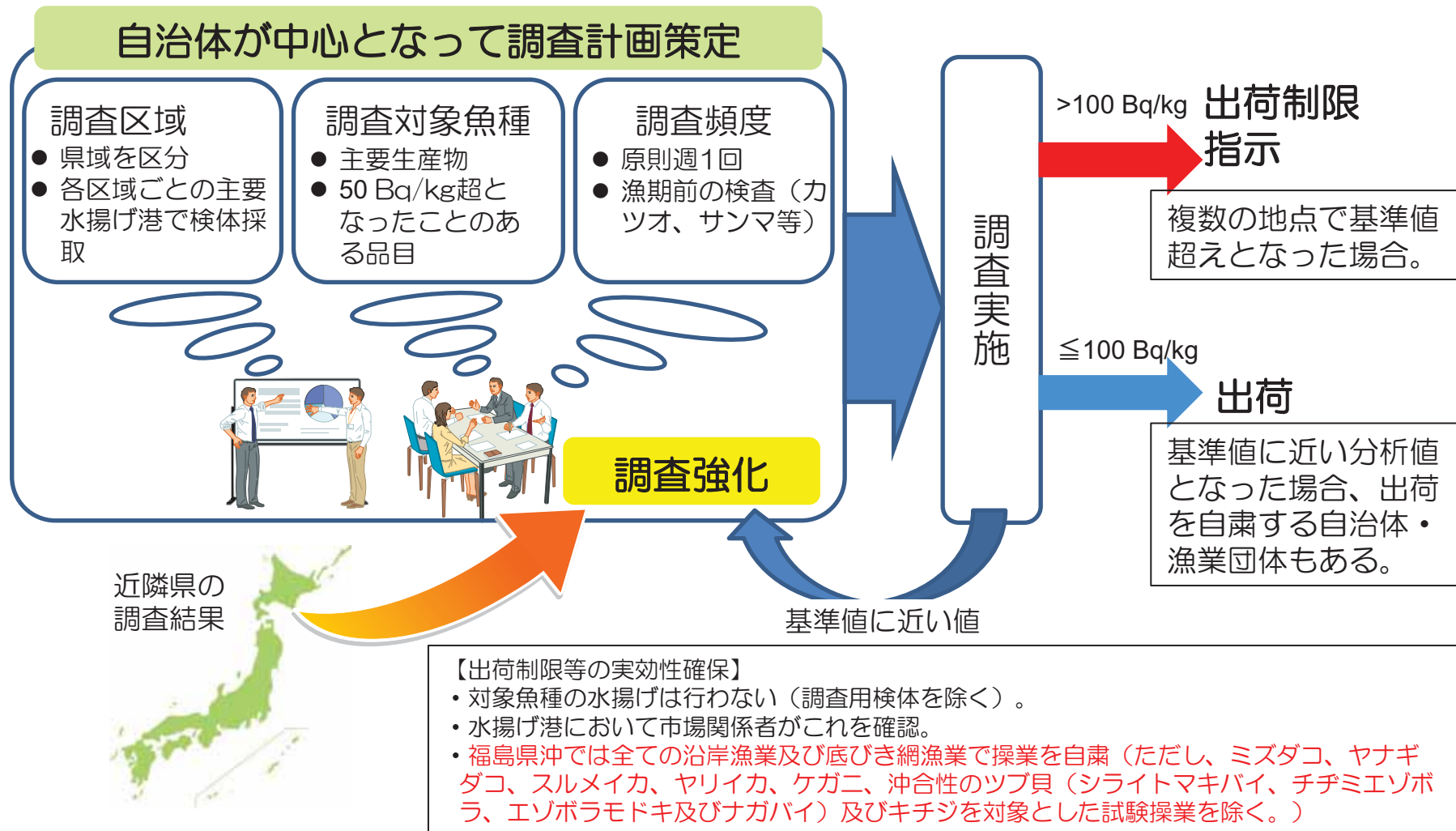
### 3 厚生労働省や関係都道府県等との連携

○ 水産庁は、現場での調査が適切に実施されるよう、厚生労働省と連携して、関係都道府県等に対し、科学的助言や指導を行うとともに、調査を支援。



# 4 水産物の調査の枠組み

- 新基準値の施行を踏まえ、主要生産品目及び過去に50 Bq/kg超となった品目を調査。
- 基準値に近い値が出た時や近隣県で高い値が出た時には、調査を強化。



# 5 調査品目の考え方

- 主要生産品目及び過去に50 Bq/kg超となった品目を調査。
- 表層、中層、底層といった生息域、漁期、近隣県の調査結果等を考慮。
- 広範囲に移動するマダラ、ブリ、カツオ、サンマ等については、回遊の状況を踏まえ、広範囲の道県で調査。

## (1) 調査品目の考え方

### 【基本的考え方】

自県の主要生産物及び過去に50 Bq/kg超となった品目

### 【考慮事項】

#### ①海産魚

- ・ 表層、中層、底層といった生息域や漁期
- ・ 近隣県の調査結果
- ・ 回遊性魚種の回遊時期・回遊範囲

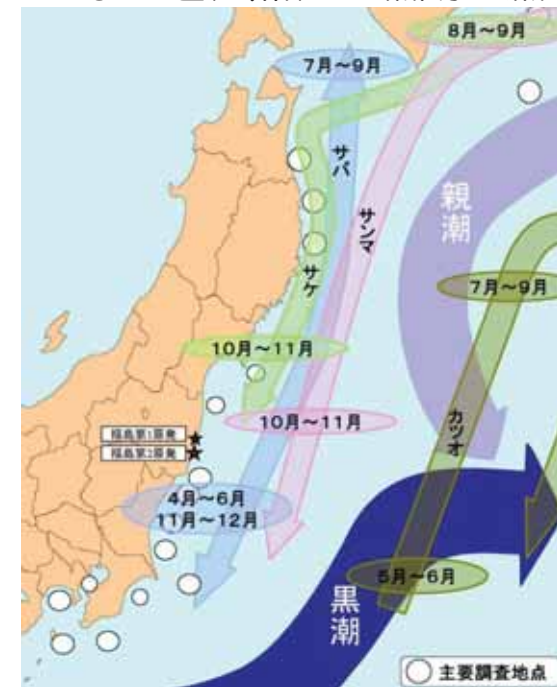
#### ②淡水魚

- ・ 陸上の放射線量、水系
- ・ 漁業・遊漁の対象種（食用のもの）

#### ③過去に50 Bq/kg超となった品目の調査

- ・ 例えば、浅い海に生息するカレイ類について、マコガレイを代表種として調査すれば、同じような生態のイシガレイやマガレイにもその結果を適用することができる。

## (2) 主な回遊性魚種の漁期・漁場

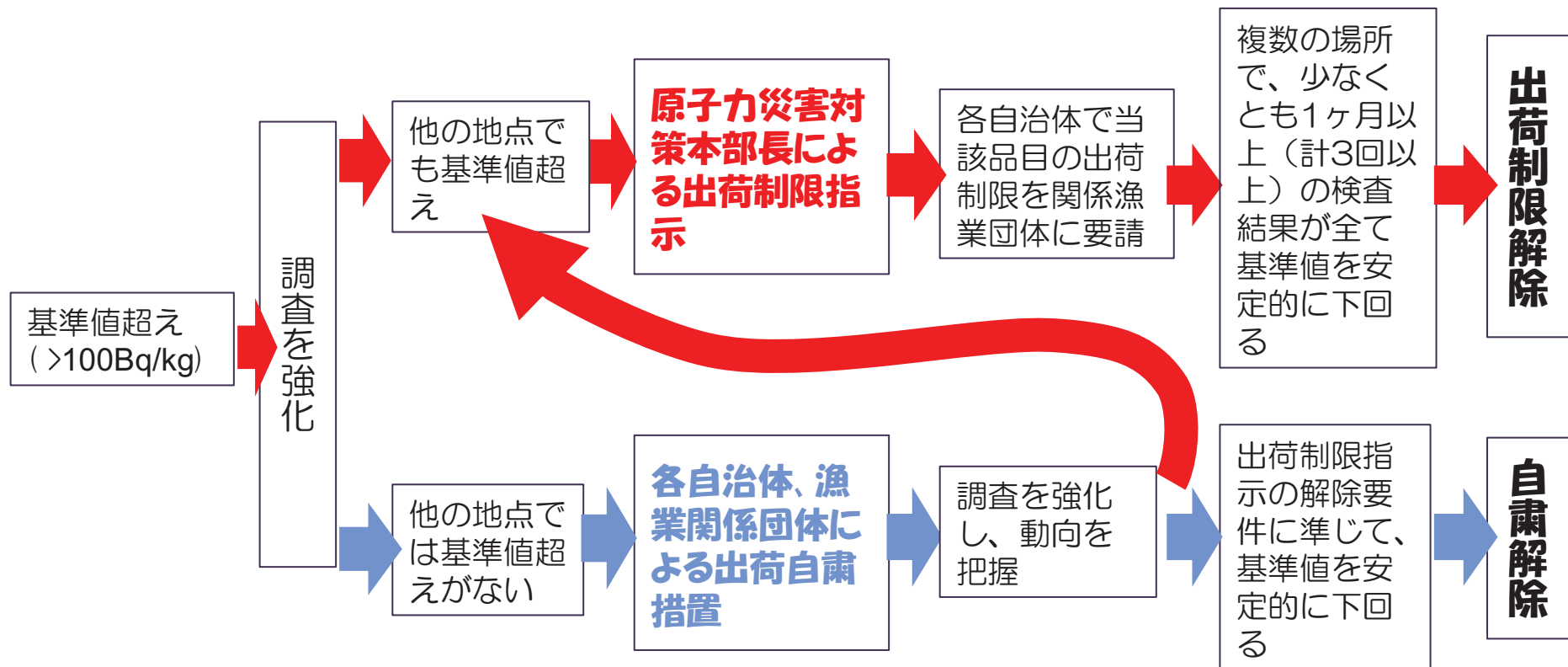


代表種で基準値超となった場合、同一品目群の他の品目について、出荷自粛した上、早急な調査を実施

## 6 基準値を超えた際の対応

- 食品衛生法に基づき、基準値を超えた同一ロットの食品を回収。
- 検査結果を踏まえ、原子力災害対策本部長からの出荷制限指示に基づく出荷自粛や、各自治体または漁業者団体による自主的な出荷自粛を実施。

出荷制限又は自主規制措置の実施・解除に至る流れ図（海産魚）



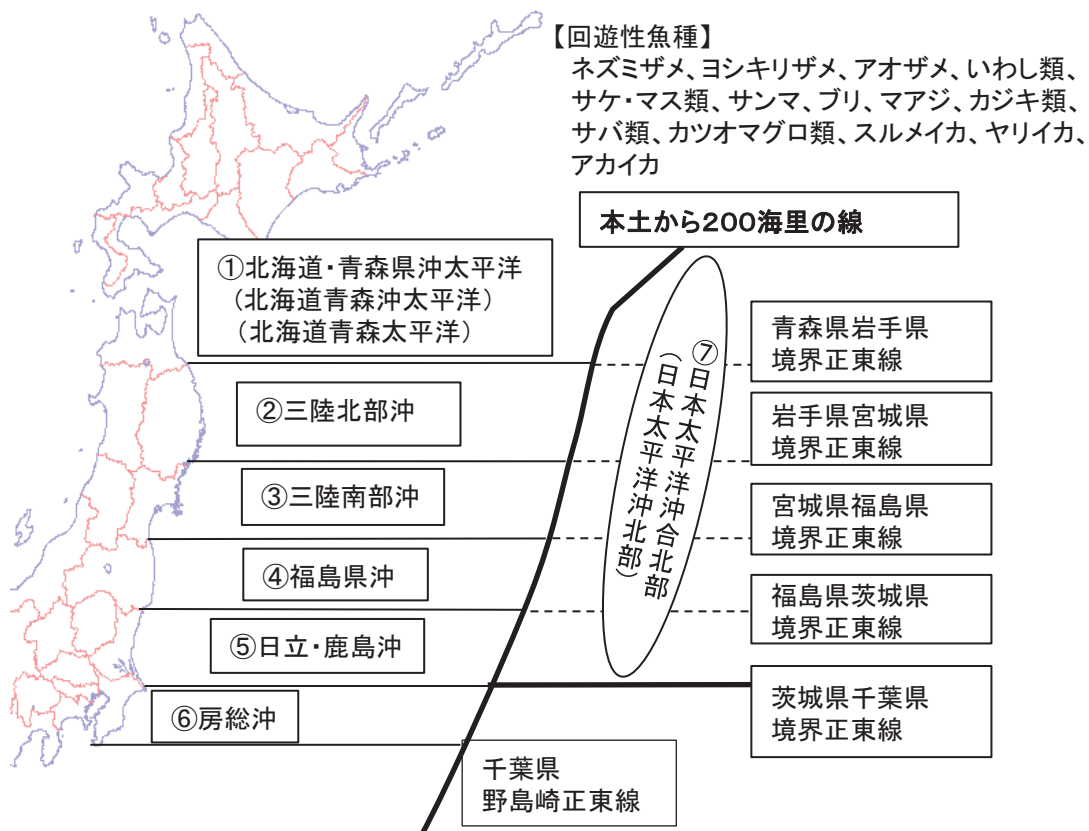
注：自主的な出荷自粛の実施・解除については、各自治体・漁業関係団体が独自に決めており、ここでは一般的な例を記した。

# 7 消費者への情報提供について

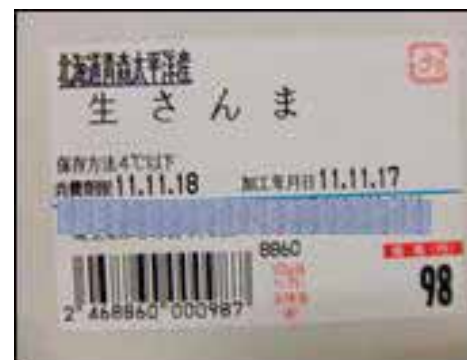
- 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。
- これにより、放射性物質の調査の情報を消費者にわかりやすく伝達するとともに、無用な風評被害の防止を図る。

## 生鮮水産物の産地表示について

回遊性魚種にかかる水域区分図

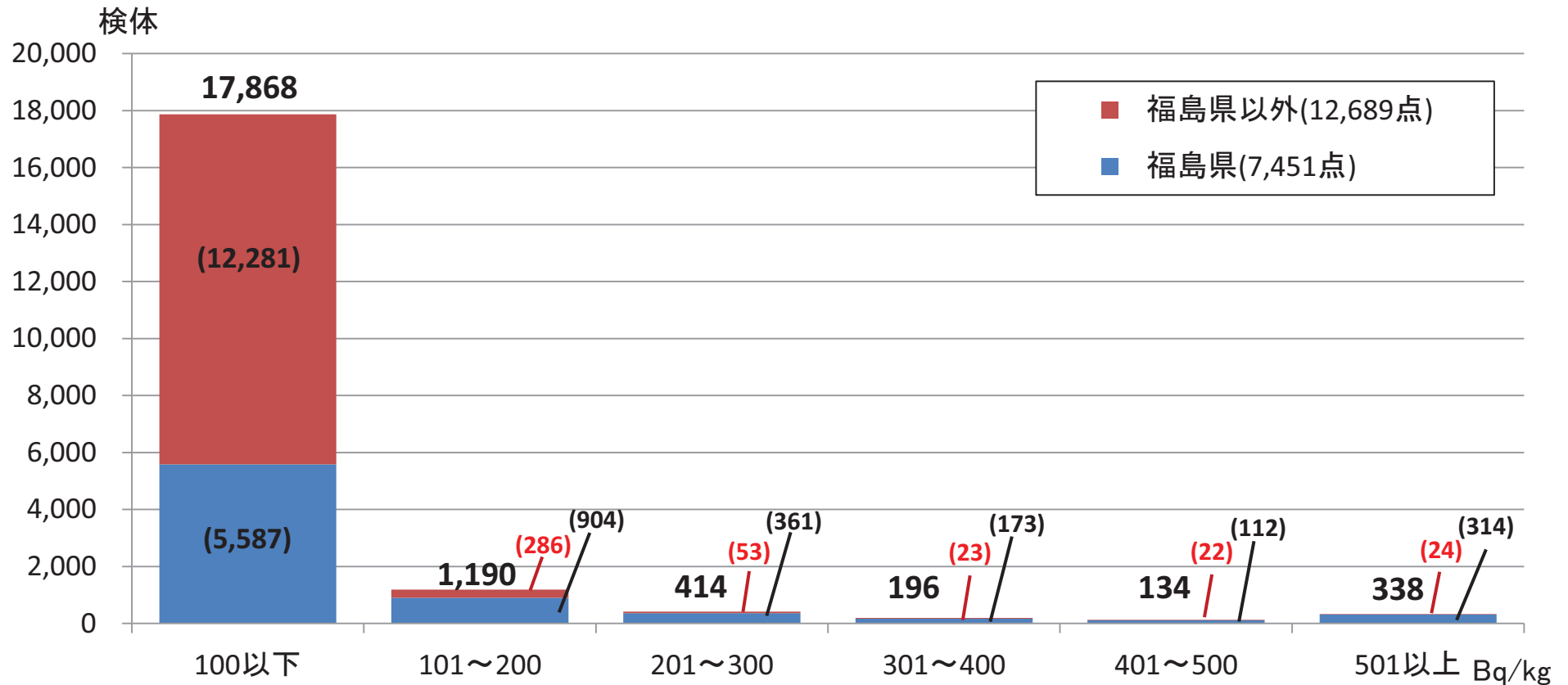


取組例



# 8 水産物の調査実績（1）

○ 水産物では、88.7%（20,140検体中17,868検体）が100 Bq/kg以下（10月31日時点）。  
〔 福島県では、75.0%（7,451検体中5,587検体）が、福島県以外では、96.8%（12,689検体中12,281検体）が100 Bq/kg以下。 〕



注：福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛（ただし、ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、沖合性のツブ貝（シライトマキバイ、チヂミエソボラ、エソボラモドキ及びナガバイ）及びキチジを対象とした試験操業を除く。）



# 9 出荷制限や操業自粛等の状況（1）

11月2日現在

## 【海面】

### 岩手県

#### 【出荷制限】

魚種	海域	開始時期
マダラ	岩手・宮城県境の正東線以南の水域	H24.5.2
スズキ	岩手・宮城県境の正東線以南の水域	H24.10.25

#### 【県の要請により出荷を自粛】

魚種	海域	開始時期
クロダイ	岩手・宮城県境の正東線以南の水域	H24.11.2

### 宮城県

#### 【出荷制限】

魚種	海域	開始時期
スズキ	金華山以南宮城県沖	H24.4.12
	金華山以北宮城県沖	H24.10.25
マダラ(1kg未満魚を除く)	宮城県沖	H24.5.2
ヒガンフグ	金華山以南宮城県沖	H24.5.8
ヒラメ	金華山以南宮城県沖	H24.5.30
クロダイ	金華山以南宮城県沖	H24.6.28

#### 【県の要請により出荷を自粛】

魚種	海域	開始時期
クロダイ	金華山以北宮城県沖	H24.11.2

#### 【県の指導の下、漁業者間の決定により操業自粛】

漁業種類	海域	開始時期
メロウド(イカナゴの親魚)を対象とする すくい網漁業	宮城県沖	H24.1.21

#### 【県や漁協等が構成する対策連絡会議で、検査結果を踏まえて協議し水揚自粛】

魚種	海域	開始時期
アイナメ	仙台湾南部	H24.5.17

### 福島県

#### 【出荷制限】

魚種	海域	開始時期
アイナメ、イカナゴ(稚魚を除く)、エゾイソアイナメ、スズキ、ヒラメ、マゴチ、マダラ、マアナゴ、ハバガレイ、アカガレイ、ムシガレイ、アカシタビラメ、イシガレイ、クロウシノシタ、ヌマガレイ、ホシガレイ、マガレイ、マコガレイ、メイタガレイ、ウミタナゴ、クロダイ、コモンカスベ、スケトウダラ、ヒガンフグ、サブロウ、ニベ、ホウボウ、ケムシカジカ、ウスメバル、キツネメバル、クロソイ、シロメバル、ムラソイ、サクラマス、ピノスガイ、キタムラサキウニ	福島県沖	H24.6.22
ナガヅカ、マツカワ		H24.7.12
ホシザメ		H24.7.26
ショウサイフグ		H24.8.23

### 福島県(続き)

#### 【組合長会議の決定により操業自粛】

漁業種類	海域	開始時期
全ての沿岸漁業及び底びき網漁業(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)及びキチジを対象とした試験操業を除く。)	福島県沖	H23.3.15

### 茨城県

#### 【出荷制限】

魚種	海域	開始時期
シロメバル	茨城県沖	H24.4.13
スズキ、ニベ		H24.4.17
ヒラメ	茨城県沖(北緯36度38分より南を除く)	H24.4.17
コモンカスベ	茨城県沖	H24.6.1
イシガレイ		H24.7.5

#### 【①県の出荷・販売自粛要請、②業界の生産自粛】

魚種	海域	開始時期	
イカナゴ	メロウド(親魚)	茨城県沖	H23.4.5
① エゾイソアイナメ	茨城県沖(南部を除く)	H23.9.5	
① コモンフグ、ウスメバル	茨城県沖	H24.3.27	
① アカシタビラメ、ヒガンフグ	茨城県沖(北部)	H24.3.27	
① キツネメバル		H24.4.13	
① アイナメ		H24.4.17	
① クロソイ		H24.5.15	
① クロダイ		H24.5.29	
② クロメバル	茨城県沖(県央部)	H24.3.27	
② ヒガンフグ		H24.3.30	
② アカエイ		H24.4.13	
② アカエイ	茨城県沖(南部)	H24.3.27	
② マルアジ		H24.5.11	
② キツネメバル		H24.5.15	

注1: 特に断りのない限り、養殖により生産されたものを除く。

注2: 出荷制限指示後も自粛措置を継続している場合があるが、この場合の自粛措置は、原則として本表では省略。

# 9 出荷制限や操業自粛等の状況 (2)

11月2日現在

## 【内水面】

### 岩手県

#### 【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
イワナ	磐井川、砂鉄川	H24.5.8
ウグイ	北上川のうち四十四田ダムの下流(石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く)	H24.5.11
	大川	
	気仙川	H24.6.12

#### 【県の要請により採捕自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ヤマメ	衣川、磐井川	H24.3.29

### 宮城県

#### 【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ヤマメ、ウグイ	阿武隈川(七ヶ宿ダムの上流を除く)	H24.4.20
イワナ	大倉川のうち大倉ダムの上流及び名取川のうち秋保大滝の上流	H24.5.14
	三迫川(栗駒ダムの上流に限る)	H24.5.24
	松川(濁川及び澄川4号堰堤より上流を除く)	
	二迫川(荒砥沢ダムの上流に限る)	H24.5.28
	江合川(鳴子ダムの上流に限る)	
ウグイ	一迫川(花山ダムの上流に限る)	H24.6.22
	碓石川(釜房ダムの上流に限る)	
	大川	H24.5.18
	北上川	H24.5.28

#### 【県の要請により採捕自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ウナギ	阿武隈川	H24.7.25
アユ	阿武隈川	H24.8.22

### 福島県

#### 【摂取・出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ヤマメ	新田川	H24.3.29

#### 【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
アユ	阿武隈川のうち信夫ダムの下流	H23.6.27
	真野川	
	新田川	

#### 【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ヤマメ	秋元湖、檜原湖及び小野川湖、長瀬川	H23.6.6
	阿武隈川	
	真野川	H23.6.17
	太田川	H24.3.29
	酸川(支流に限る)	H24.4.5
ウグイ	猪苗代湖、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流	H24.4.24
	久慈川	H24.6.7
	阿武隈川のうち信夫ダムの下流	H23.6.27
	阿武隈川のうち信夫ダムの上流	H24.5.31
	真野川	H23.6.17
イワナ	秋元湖、檜原湖及び小野川湖、長瀬川	H24.3.29
	猪苗代湖、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流	H24.4.24
	只見川(滝ダム～只見ダム間に限る)	H24.5.24
	阿武隈川	H24.4.5
	酸川(支流に限る)	H24.4.12
コイ	秋元湖、檜原湖及び小野川湖、長瀬川、阿賀川のうち大川ダムの下流(東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く)	H24.4.27
	阿武隈川のうち信夫ダムの下流	H24.5.10
フナ	秋元湖、檜原湖及び小野川湖、長瀬川、阿賀川のうち大川ダムの下流(東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く)	H24.4.27
	真野川	
ウナギ	阿武隈川のうち信夫ダムの下流	H24.5.10
	阿武隈川	H24.8.2

#### 【県の要請により採捕自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
モクズガニ	真野川	H23.6.23
ウグイ	久慈川	H24.3.15
ヒメマス	沼沢湖	H24.3.28

#### 【県の要請により出荷自粛】

魚種	市町村	開始時期
ホンモロコ(養殖により生産されたものに限る)	川内村内	H23.7.20
ドジョウ(養殖により生産されたものに限る)	郡山市内	H24.6.20

# 9 出荷制限や操業自粛等の状況 (3)

11月2日現在

## 【内水面】

### 栃木県

#### 【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ウグイ	武茂川及び那珂川のうち武茂川との合流点の上流(塩原ダムの上流を除く)	H24.5.7
イワナ	渡良瀬川のうち群馬県境から上流	H24.6.20
ヤマメ	渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(庚申川との合流点から下流に限る)	H24.8.10
	永野川	H24.9.10

#### 【県の要請により採捕自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ニジマス、ブラウントラウト、ヒメマス	中禅寺湖	H24.3.8

### 群馬県

#### 【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ヤマメ	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間、薄根川、桃ノ木川、小中川	H24.4.27
イワナ	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間、薄根川、烏川のうち川田橋より上流	H24.6.8

#### 【県の要請により出荷自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ウグイ	名久田川(吾妻川から上流)	H24.9.1
ヤマメ、イワナ、ウグイ、ワカサギ、コイ	赤城大沼	

#### 【県の要請により再放流】

魚種	河川・湖沼	開始時期
イワナ、ヤマメ、ウグイ	渡良瀬川(高津戸ダム下流端から上流)	H24.3.26

### 埼玉県

#### 【県の要請により採捕自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ナマズ	中川(田島橋～新中川水管橋)、大落古利根川(寿橋～中川合流点)、新方川(鷹匠橋～中川合流点)、元荒川(しらこぼと橋～中川合流点)	H24.5.11

### 茨城県

#### 【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
アメリカナマズ、ギンブナ	霞ヶ浦、北浦、外浪逆浦及び常陸利根川	H24.4.17
ウナギ	那珂川	H24.5.7
	霞ヶ浦、北浦、外浪逆浦及び常陸利根川	

#### 【県の要請により採捕及び出荷・販売の自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ゲンゴロウブナ	霞ヶ浦、北浦、外浪逆浦及び常陸利根川	H24.4.1
イワナ、ヤマメ	花園川(水沼ダムの上流に限る)	

### 千葉県

#### 【出荷制限】

魚種	河川・湖沼	開始時期
ギンブナ	手賀沼	H24.7.19

#### 【県の要請により出荷自粛】

魚種	河川・湖沼	開始時期
モツゴ	手賀沼	H24.3.12
コイ	手賀沼	H24.4.9
ギンブナ	利根川(本流)	H24.4.25
ウナギ	利根川(本流)	H24.6.1

注1:モツゴは文書による要請が3月23日。  
 注2:手賀沼では、漁協により、モツゴ・ギンブナ・コイを含むすべての魚種の出荷を自粛中。  
 注3:利根川(本流)では、漁協によりギンブナ・ウナギを含むすべての魚種の出荷を自粛中(テナガエビは6月15日の検査で安全性が確認されたため出荷・販売が可能)。

注1:開始時期は、公表又は要請を行った日のうち、早い方の日付を記載。  
 注2:特に断りのない限り、養殖により生産されたものを除く。  
 注3:特に断りのない限り、河川には支流を含み、湖沼には流入河川を含む。  
 注4:出荷制限指示後も自粛措置を継続している場合があるが、この場合の自粛措置は、原則として本表では省略。